

第3回 甲賀市景観審議会  
会議録 要旨

- 日 時 : 平成24年9月7日(金) 14:00~16:30
  - 場 所 : 土山中央公民館 お茶のみホール
  - 出席者(敬称略・順不同)  
7名
  - 欠席者(敬称略・順不同)  
1名
  - 事務局  
5名
  - 次 第
    1. 開会
    2. 市民憲章の唱和
    3. 挨拶
    4. 報告事項
      - (1) 紫香楽宮跡の景観づくりの状況について
    5. 審議事項
      - (1) 第2回審議会でのご意見への対応について
      - (2) 景観計画(案)について
        - ・第5章 景観重要建造物、樹木の指定の方針
        - ・第6章 景観重要公共施設
        - ・第7章 関連施策による景観形成の推進について
    6. 閉会挨拶
-

#### 4. 報告事項 (◎：委員 ○：事務局)

##### (1) 信楽宮町地区の状況について

＜事務局説明＞

- 文化財部局において紫香楽宮跡整備計画の審議会が行われており、計画に関して景観についても地元からのお願いや想いを受けているところです。今後この計画の進捗に合わせて比較的長いスパンの間で検討を進めていきます。

#### 5. 審議事項

##### (1) 第2回審議会でのご意見への対応について

- <事務局説明>
  1. 景観計画区域を甲賀市全域の1つとします。
  2. 景観形成地区を見直し、名称だけでどの地域かわかるように、また、統合できる地区については統合し、6つの景観形成地区の指定を検討します。
  3. 従来旧条例で指定していた、保護庭園、保存建造物、保存樹木については、景観法上の手続きを必要とするため、一旦白紙とし、新たに所有者等からの指定提案を誘導する仕組みを検討します。
  4. 旧条例で規制の適用除外としていた一般住宅についても対象とします。
  5. 大規模建築物等の届出の基準を市全域で統一します。
    - ①高さが10メートル以上のもの若しくは3階建て以上のものの新築等
    - ②床面積が1,000平方メートル以上のものの新築等
    - ③行為部分の面積が10平方メートルを超えるものの外観の変更
  6. 地域ごとの景観形成への取り組みを支援できる仕組みとして、景観まちづくり市民団体でのルールづくりや景観協定の締結、景観計画の提案制度等を明記します。
  7. 自然植生への配慮について、「連続性とまとまり」をガイドラインに記載します。
  8. 景観形成基準について、独自の基準を設けていた土山地域の基準は残しつつ、滋賀県計画の標記を基に全市的に統一した記載としました。
  9. 屋外広告物については、今後の方針を記載し、今後独自条例を制定していく中で独自の規制していきます。
- ◎ P1の保護庭園・保存樹木について「有効に機能していない事から条例の指定は白紙」とありますが、それ程簡単に片付けられるものなのですか。何か手続きのようなものがあれば知りたいです。
- 景観法に基づく景観重要樹木・建造物として景観計画に載せていくためには、住民の合意を得るなど、一定の手続きを踏む必要があります。そのため一旦は候補として置いておき、再度、住民の合意を得て、審議会にかけて指定していきたいと考えています。
- ◎ 決して蔑ろにしているわけでは無く、少し遅れるというニュアンスでしょうか。「勝手に消さないで」といった意見が住民や委員から出てくる事も考えられます。
- ◎ 見直し・再指定するために、手続き上一旦白紙にさせて頂くということです。これまでの活動に水を差す事のないよう、配慮が必要です。
- ◎ 前回の審議会で出された意見は、「登り窯を残す」という考えで、信楽地区を景観形成

地区に出来ないかというものではなかったでしょうか。今回、信楽についてはどの様に整理していくのか、事務局の考えをお伺いします。

- ◎ P 1 の景観形成地区のうち、a・bは県の風景条例から、それ以外の4つは旧土山町の風景条例から来ています。  
既存のルールのない紫香楽宮跡周辺地区については今後指定をしていくことを考えていますが、今回の計画には盛り込んでいません。  
登り窯のある信楽地区は「陶器のまち」として検討していきたいと考えています。どんな手続きを踏んでいくのか、説明をお願いします。
- 住民説明会等で仕組みを紹介し、地域で取り組んでいって頂けるよう、理解を求めていきたいと考えています。積極的に手を上げて頂きやすい体制づくりをしていく考えです。
- ◎ 審議員が、それぞれの地域を候補地として、地域に持ち帰って頂ければ、今後の取り組みのきっかけになると思います。
- 全体的な計画の体系からすれば、全体が景観計画区域です。その中で、現在、地域住民と協議を進めた上で条例を含めて確定した地区がa～fまでの景観形成地区となります。今後、住民の方と協力・理解を深め合いながら、新しい地区を追加していける形となっています。信楽の陶器のまち等については、今後、手を上げて頂き、ルールを定め、条例の手続きを経て位置付けていきたいと考えています。
- ◎ 景観計画(案)のP 29 (3)の④に「信楽市街地景観」とあります。特出しされており、とても具体的なので、何か想いがあるのかと感じます。
- ◎ 国道307号線の沿道景観形成地区内の一環として位置付けられており、窯元とは位置が異なります。
- 沿道景観形成地区の中に、山地景観・田園集落景観・市街地景観という区分があり、市街地景観の中に信楽市街地景観が区分されているという事です。
- ◎ 前回のご意見でありました「信楽焼きの窯元を中心とする“まち”としての景観」とは、少し違うと思われます。
- 信楽地区には特定用途の制限が掛かっている為、現行規制を踏まえながら信楽の陶器を中心とした案を考えていく必要があります。取り組みに時間が掛かると思われます。国交省のまちづくり交付金等を受け、整備は少しずつ進めています。
- ◎ 景観計画とは別の方面から、まちづくりの整備が進められています。甲賀市としてどんどん取り組んで頂けると良いと思います。  
又、沿道景観形成地区以外の、沿道から中に入った部分についても協議を進めて頂きたいと思ひます。
- ◎ 前回の資料と比べて見やすくなりました。  
次回11月の会議には、最終的に出来上がったものになるのですか。
- ◎ 本日のご意見を踏まえ、殆ど完成に近い内容のものを出す予定です。
- ◎ 当初の計画では、同時進行でワークショップを行うといった話もありましたが、実際にはどのような事をしたのですか。
- ワークショップについては、当初2種類を行う予定をしておりました。  
1つは、土山地区を対象としたものですが、旧土山の風景条例に位置づけられた景観形成基準等について、再度了解を頂くための説明会を開催しています。  
もう1つは、信楽宮町においてワークショップを行い、景観形成地区の範囲や景観形成基準の検討を行い、この計画に盛り込んでいく考えを持っていましたが、現在進められている文化財保護課の計画の進捗状況を踏まえると、景観のみでワークショップを行うことは難しい状況です。文化財保護課の計画との足並みを揃えながら取り組んでいきたいと思ひています。

- ◎ ワークショップ＝説明会とは違うのですか。
  - ワークショップと説明会は別のものです。  
これから指定していく景観形成地区について、住民の皆さんと区域や基準を決めていくのがワークショップだとご理解ください。
  - ◎ 裾野を広げていこうという事であれば、それで良いと思いますが、ワークショップを通じて、多くの方々の関わって頂き、作っていくイメージがあったのでお聞きします。今後、これを基に進めていくのですか。
  - ◎ 景観計画が出来上がってから、地域との協議・動きを活用していこうとの記述はどうか。
- 543
- 8
- 第8章P107～(別資料5)で、シンポジウムやワークショップの開催など、例示を上げて記載しています。
  - ◎ 総論的な話と、中には各論の話まで進んでいる所もあります。総論的な住民参加の話が、各論的な後の方に記載されているのでそんな風に感じたのかもしれませんが。総論・各論の落とし込み所が難しいと思います。
  - ◎ 既に提案・指定されている所については、具体的な話、突っ込んだ話が出てきますが、これからという所については難しいと思います。
  - ◎ ルールを作っていく中で、裾野を広げていけると良いと思います。  
「規制する為にルールづくりに取り組んでいる」のではなく、地域を良くしていこうという視点での取り組みであることを、色濃く出して頂けると良いと思います。  
この第8章を見た方が「我々にも出来る事があるのではないか」と思えばとても良いと思います。
  - ◎ この辺りを膨らませて、住民の方々に計画の本質を理解して頂けるように表現を工夫して頂きたいと思います。  
どうしても前段の「景観形成地区の規制」に偏りがちになりますので、皆で景観を作っていこうという意識の向上を図れるものにして頂きたいと思います。
  - ◎ 一番前に持って来なければおかしいのではないのでしょうか。
  - ◎ 前文にも入っています。  
次の景観計画(案)のご確認をお願い致します。

## 5. 審議事項

### (2) 景観計画(案)について

景観計画(案)の第5章、第6章(資料3、4)

<事務局説明>

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針について
  2. 景観重要公共施設の整備に関する方針及び占用許可の基準について
  3. 実現化に向けて
    - ① 市民・事業者・市の主体別の役割について
    - ② 組織の指定や設立による取り組みについて
    - ③ 地区の指定や独自の基準による取り組みについて
    - ④ 指針・ガイドラインによる啓発について
    - ⑤ 景観関連施策との連携について
    - ⑥ 計画の見直し・拡充の仕組みについて
- ◎ 第5章「樹木の指定の方針」の(1)景観重要物の指定の考え方について、「最澄が大地に刺した箸が大きくなった伝説がある甲南町の岩尾山の一本杉」等、云われや伝承のある樹木は、景観計画とは関係がないのでしょうか。

- 旧甲南町として力を入れていた地域でもあり、関わりが無いわけではありません。
- ◎ 「景観」だけでなく、そうした「風習」・「伝承」・「云われ」と関わる物についても配慮があると良いと思います。
- ◎ 第5章(2)の<審議のポイント>でも、建築物には必然的に歴史的、文化的価値が付いて回りますが「樹木」にはないので、景観の考え方として「デザインどうのこうの」というよりも、そこに込められている「風習」・「伝承」・「云われ」なども大きく関係があることから入れても良いと感じます。その点に関してご意見がありますか。
- ◎ 保存樹木として針葉樹が多く記載されていますが、生き物との兼ね合いのある落葉樹の多くが荒らされてしまっています。目に見えて分かるような樹木だけではなく、冬時期には枯れてしまうけれど、夏には葉が茂り、樹液が出るような生命力のある樹木も保全できると良いと思います。
- ◎ 「景観」という括りの中で、どこまでを範囲に入れるのか判断するのは難しいことですが、景観のバックボーンとして、生態系・環境といったものを考えた時、大切な視点だと思えます。今本来あるべき照葉樹林とか、里山として使用されてきた景観も貴重なものです。それを第5章でどう扱うか、微妙な問題で難しいと思いますが、この審議会である程度意見をまとめることができると良いと思います。
- ◎ 綺麗な黄色い銀杏の樹や桜の季節には皆が見に来る等、季節の移ろいを感じる所も指定できると良いと思います。
- ◎ 何か「云われ」などがあり、皆が見に行ったりして、地元が積極的に取り組んで貰える処が指定された方が良いと思います。
- ◎ 景観重要樹木や景観重要建造物は単体での指定になります。その1つの固有物だけで良いのかと思います。それに付随する物に対しても保護の視点から“指定”に盛り込めないかと思います。
- ◎ 今の枠組みの中で、狭い範囲での指定は可能なのでしょうか。
- ◎ 「にほんの里100選」で「杉谷新田(甲賀市甲南町)」が選ばれていますが、実際見に行ってみて、これほど素晴らしい景観の場所があるのかと感動しました。でも住んでいる人が少ないので、手を上げて声が届かないと思います。
- ◎ 景観計画に「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」を定めている市町村もあります。甲賀市では取り組まないのですか。
- 現時点では記載していませんが、庁内調整の中で検討します。  
農業について「獣害対策」の方が喫緊の課題になっています。そうした対策についても景観への配慮が重要だと思っています。  
旧甲南庁舎の前方一帯は、県の風景条例で「田園景観形成地区」として指定されており、農地景観を規制で守っていた地域でした。その後の庁舎移転によって開発型の土地利用となり、現在は地区計画の対象地区となっています。元々は農地としての景観上の規制をしていました。  
田園景観に対する景観形成地区の指定についても可能性はあります。どの様に検討して指定していくかは地域の思いにもよります。「良好な田園風景」を残すために、そうした方向性での取り組みも考えられます。
- ◎ 「田園景観形成地区」とは何ですか。
- 「田園景観形成地区」は県の風景条例に基づいて指定されたものです。
- ◎ 「田園景観形成地区」は景観計画にうたわれているのですか。
- ◎ 既にうたわれています。  
307号線の沿道景観形成地区の山地景観・田園集落景観・市街地景観といった類型があり、その中で田園集落景観・市街地景観記載されています。
- 307号線の場合は、細い線で線引きして入れてあります。

- ◎ 区域指定を受ければ良いという話がありますが、前回の協議会でもお話ししましたが、甲南町などで見られるポコッポコッとした山のある農村風景などについては、全体的な特徴が無く、計画に盛込むのが難しいです。指定をするだけでなく、地域の人とその景観を守りたいと思った時に守れるルールがあると良いと思います。話は外れましたが、計画全体について大事なポイントについて、良いご意見を頂いたと思います。公共施設について、候補は挙げてありますが、いかがですか。  
以前、県道「東部開発線」の地元協議に関わらせて頂いた時は、道路の形状が変わるケースであったことから、周辺の茶畑や田畑の開発を行う際には、出来るだけ景観に配慮・留意して計画するようにお願いをさせていただきました。  
今回、新たに道路整備をやり直すというような所はありますか。  
ここで挙げられている候補は、今後施設管理者等と協議を進めるということですか。
- はい、そうです。
- ◎ 計画が出来た段階で協議を始めるという事にさせていただきます。
- はい。
- ◎ 第8章について、何かありますか。  
主体別の役割の「事業者・市民の役割」について、事業者・市民の皆様にご協力頂くために、住民に対してのアプローチや啓発で何かアイデアを頂けるとありがたいです。
- ◎ 支援のイメージ図で、景観重要樹木や景観重要公共施設の指定等と色々あります。この審議会は4回で終わってしまうが、それで大丈夫なのか、来年以降どうされていくのか具体的にお伺いします。
- ◎ この審議会の運営・位置付けと今後の景観の推進・取り組みに関して、○のお考えはどうですか。
- 今年度は4回の開催を予定しており、必要に応じて増やす可能性はあります。  
土山地区や信楽地区の提案についても、審議会の意見を聞く場面は随所にあります。  
又、計画を受けて、景観条例を作成する際にも審議会で見聞をお聞きしたり、パブリックコメント等をする予定です。  
審議会については、今後も景観に関する様々な場面でご意見を頂きたいと考えています。
- ◎ 今回は、景観計画を吟味し、検討する事で継続して取り組んでいます。元々の役割は計画がきちんと遂行されるかどうか、監視し、意見を出すという事が役割となります。  
本来の審議会の役割に沿って計画を最後まで責任を持って見守って頂きたいと思えます。
- ◎ 意見公募を行ったり、審議会の意見を取り入れて具体化していくということで、それに対して予算化されると思います。地元説明会など、取り組みについてもう少し具体的に教えて頂きたいです。
- まずは3ヶ月～6ヶ月の周知期間を設けて説明した上で開始します。宿場まつり等のイベントでのPRや、自治振興会単位で地域への説明を行い、地域の課題を地域の視点で解決する為のツールにして行きたいと考えています。
- ◎ 積極的に取り組んで頂きたいと思えます。
- ◎ 景観の発掘の処にも「景観農業振興計画」の記載があります。集落単位での保存・修景などに利用できるという事をPRして頂きたいです。
- ◎ 自治振興会に任せるばかりでは動かないので、もっと市からの働きかけが必要だと思います。  
先程の話の、景観重要樹木・景観重要建造物の指定について、「景観」と「歴史」と

という言葉は上手く馴染まないと思います。市民の方からの「推薦」も入っておりますので、現状の表現で充分だと思います。

「生態系」等を含むと範囲が広がり過ぎて良くないと思います。自分達で作ったルールに苦しめられるのも避けたいです。何でも受け皿を広げると投げ売りになってしまうのではと心配します。

- ◎ 「推薦」に含めることで良いと思います。

「建造物の指定」には「歴史的」の項目があり「樹木の指定」では「歴史」の事は一切書いておらず条文の中に一覧で一言あるだけですが、「推薦」で結びつけば良いと思います。

確かに「生態系」も重要な視点ですが、括りが大き過ぎると良くないです。

- ◎ 条文の中に書いてある事で“推薦”に結び付ければ良いです。
- ◎ どう扱うかはそれぞれのケースによって違います。基本的に計画の中では住民の「推薦」という道筋が残されています。
- ◎ <審議のポイント>では、「景観」にとって重要な物であれば歴史的・文化的価値は問われないと記載されていますが、その逆はどうなのだと思います。歴史的・文化的な要素があつて「景観」を越えないという事ではないと思います。
- ◎ 景観計画という部分では、まず分かり易いところで作るほうが良いと思います。ややこしい事は止めて現行のままで宜しいでしょうか。気になっていたのですが、これですっきりしました。
- ◎ P 3 1 の国道 3 0 7 号・上から 2 行目にある「視点場」について、具体的な解説が必要だと思います。

P 3 5 ・ 3 行目・「若しくは樹林地」の「地」が「値」になっています。

P 4 5 ・ 2 行目・「堤内地」とか「堤外地」が分かりづらいと思います。

P 6 6 ・ 土山のどこが指定されているのかわかりにくいです。

P 8 5 ・ もう少し分かり易くなるよう工夫して頂きたいです。前の処を今の内に撮って頂き、夏の写真があれば更に良いと思います。

- 細かな事も非常に大事です。写真等の全体を見直して頂き、ご指摘を頂いたら随時修正したいと思います。お気付きになられた時点で連絡して下さい。
- ◎ 以前の審議会にも意見が出ましたが、「安全・安心のまちづくり」と「景観計画」と「市のその他の取り組み」の関係について、配慮は必要ではないですか。
- 「防災」と「安心・安全」については、最初の方針の中で反映しています。公共施設 P 1 9 ・ ⑧、電柱の地中化も該当するという事で P 4 ③に記載しています。ほかに関係して盛り込める物があればお願いします。
- ◎ 「防災」について、強引でも良いので関連させたいが、どこに入れたら良いか具体的に思い付けず、難しいです。
- ◎ 又何かあれば連絡を下さい。内容に大きな影響が無ければ事務局の方で対応して頂きます。
- ◎ P 1 0 7 ・ 第 8 章・実現化に向けての表現について、細かいので A 3 サイズの折込みでもして頂ければ見やすくなると思います。
- ◎ 工夫してみてください。景観計画の「概要版」は作る予定ですか？
- 「概要版」はお作りしたいと思っています。
- ◎ 専門的な用語を避け、出来るだけ分かり易い表現となるよう工夫して頂き、次までに用意して頂けるようお願いいたします。本日はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

## 6. 閉会挨拶

会長代理 : ありがとうございます。

平成5年に旧土山町では景観計画及び風景条例を作りました。

その1、2年後には、住民の意識が変わる中、NPO法人の活動を交えて地域を綺麗にするようになりました。そうした活動を継続していく事により、地元住民に地域に対しての愛着や誇りを持つようになり、更に地域の活性化に繋がっています。

今後も甲賀市景観計画に沿って、景観まちづくりに熱心に取り組んでいきたいと思えます。

事務局 : 11月中にパブリックコメントを予定しています。

次回の第4回審議会は12月に予定しています。本日は誠にありがとうございました。